

【平成27年第3回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成27年7月2日 市民委員長 橋本 勝

- 「議案第91号 川崎市とどろきアリーナ条例及び川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第92号 川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*本条例改正にはマイナンバー制度に関連する内容が含まれており、マイナンバー制度には賛成しかねるため本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第93号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第118号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の改正に関する内容であるので、2件を一括して審査

《議案第93号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第118号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第94号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*公立保育園の民営化には反対の立場のため、公立保育園の廃止に関する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第95号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第96号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について」

«一括審査の理由»

いずれも保育士の配置要件の特例等に関する内容であるので、2件を一括して審査

«意見»

* 本条例改正には保育基準の規制緩和につながる内容が含まれているため、議案2件については賛成できない。

«議案第95号の審査結果»

賛成多数原案可決

«議案第96号の審査結果»

賛成多数原案可決

○「議案第97号 川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について」

«主な質疑・答弁等»

* 駐車場の利用時間について

川崎市生活文化会館は技能職者の活動の拠点であり、技能職者の利用の特徴として、日中の仕事を終えて夜間利用が多いことや、通常の閉館時間の22時を超えて会合等を行うことが多いこと、技能職者の技術を披露するイベント時等には機材の搬入等のため、早朝から駐車場を利用する場合があることなどから利用者の実態に合わせて利用時間を24時間とすることを検討している。

* 駐車場利用料金の減免について

機材搬入車両等の会館への搬出入による利用や、技能職者が会館の設置目的に沿った活動に利用する場合には駐車場利用料金を免除することを考えている。

また、一般の利用者が会館の会議室等を利用する場合には、会館利用以外の利用者と区別し、負担の軽減を図るために一定時間無料の枠を設けることを考えており、技能技術の振興を図ることを目的とするイベント等の参加者にも配慮することを検討している。

本駐車場は、市役所本庁舎の駐車場等と同様に「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づき有料化するものであり、一般利用者についてはバスや電車等の公共交通機関を利用する方との負担の公平性の観点から一定程度の負担を求めるべきであると考える。

* 駐車場の利用状況及び減免を行った場合の収支見通しについて

平成26年度の実績では技能職団体及び福祉パル関係者が各12%、その他の入居団体等が10%、一般利用者が66%となっている。利用者については減免の対象となる団体を除いた一般利用者が多数であるため、一定の収入が見込めるものであり、駐車場運営のコスト等は賄えるものと考える。

«意見»

* 会館の利用者であっても一定時間を超過した場合には駐車料金の支払いが必要となり、利用者にとって大きな負担になると考える。また、公共交通機関で来館す

る方との負担の公平性との説明もあったが、車でしか来館できない交通不便地域の方への配慮もされていないことなどから本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 112 号 川崎競輪場メインスタンド耐震補強その他工事請負契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 113 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第 117 号 平成 27 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《意見》

* 川崎港コンテナターミナルについては、税源培養、雇用創出、経済の活性化のためという名目で、市税だけで 257 億円を投入し、当時年間 12 万 4,000 TEU のコンテナ処理能力を持つスーパーガントリークレーンを 2 基設置し、都市間競争に打ち勝つため、推進されてきたものである。市はさらに川崎港に第 2 バースを建設するとして再三再四、国へ予算要望を繰り返してきたが、会派として、税金の無駄遣いであるとの考え方から、建設中止等を求めてきた。その結果、平成 12 年 12 月議会において、第 2 バースの建設中止が明らかになり、その後川崎港コンテナターミナルに対しては多額の税金を投入して公的支援を続けてきたが、累積赤字が 53 億円に達し破綻処理をするに至った。しかもこの事業に対して誰も責任を取ろうとしていない。これらのことから、本事業については清算すべきとの立場であり、事業に関連する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「最低賃金の改定等に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出